

災害傷害保険・賠償責任保険

1 学生教育研究災害傷害保険（通称「学研災」）の概要

学外研修の授業中（学外研修協力機関において拘束されている時間）は、現在加入している「学生教育研究災害傷害保険」の「正課中」に該当する。従って学外研修の授業中の災害については、同保険約款の範囲内で保険金が支払われる。

2 賠償責任保険の概要

大学が教育活動の一環として位置付ける学外研修（インターンシップ）の授業中に他人のケガや財物に関する損害賠償に対して保険金が支払われる。なお、補償の対象者は、「学生教育研究災害傷害保険」に加入している学生に限られる。

活動内容	<u>正課、学校行事又は課外活動 として行われるインターンシップ</u>
補償内容	
対人・対物賠償	1名1物1事故1億円まで

3 加入について

本学入学生（学部生・大学院生）は原則として全員、入学時に上記の保険に加入している。但し、一部の留年生、休学をした学生、転科転籍をした学生、及び編入学生についてはこの限りでない。加入の有無の確認、また各種手続きは、学生センター学生支援課にて取り扱っている。

【2015年12月現在】